

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 L A N機器の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成26年7月1日現在において、引き続き2年以上物品の賃貸事業を営んでいること。
(2) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 、 申 請 書 類 の 入 手 方 法 及 び 申 請 の 方 法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成26年7月1日から同年8月1日まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律
第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後
5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に
関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@
pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当
該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出すること
により行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の
(1)による。

6 資 格 に 関 す る 事 務 を 担 当 す る 組 織

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5172

北海道告示第482号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入
札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する告示（2件）……………	(情報政策課)	1
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	(情報政策課)	2
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	4
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	5
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	5
○森林法による通知に代える告示……………	(治山課)	5

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	5
○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	6

告 示

北海道告示第481号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入
札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資 格 及 び 調 達 を す る 物 品 等 の 種 類

平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す
る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、
(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成26年7月1日に一般競争入札の公告を行う北海道高速情
報通信基盤システム L A N機器の賃貸借契約
(2) 資 格 北海道高速情報通信基盤システム L A N機器の賃貸借契約に

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成26年7月1日に一般競争入札の公告を行う道庁行政情報ネットワークLAN機器（本庁等）の賃貸借契約
- (2) 資 格 道庁行政情報ネットワークLAN機器（本庁等）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 LAN機器の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成26年7月1日現在において、引き続き2年以上物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成26年7月1日から同年8月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
- (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5172

北海道告示第483号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道高速情報通信基盤システムLAN機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成26年11月1日から平成31年10月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道告示第481号に規定する北海道高速情報通信基盤システムLAN機器の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階 総務部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課）
- (2) 入 札 日 時 平成26年8月11日（月）午前10時（送付による場合は、同月8日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5172

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido high-speed information network system, a complete set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M. AUGUST 11, 2014
(If mailed, bid must arrive no later than AUGUST 8, 2014)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5172

北海道告示第484号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

道庁行政情報ネットワーク LAN 機器（本庁等）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成26年11月1日から平成31年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道告示482号に規定する道庁行政情報ネットワーク LAN 機器（本庁等）の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 5 階 総務部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成26年8月11日（月）午前11時（送付による場合は、同月8日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定

価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 電話番号 011－204－5172

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M. AUGUST 11, 2014
(If mailed, bid must arrive no later than AUGUST 8, 2014)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5172

北海道告示第485号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

一般財団法人小児愛育協会附属愛育病院（札幌市）

J A 北海道厚生連沼田厚生病院（沼田町）

北海道告示第486号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成26年 7 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項財団法人小児愛育協会附属愛育病院の事項中「財団法人小児愛育協会附属愛育病院」を「医療法人菊郷会愛育病院」に、「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改め、同項北海道社会保険病院の事項中「北海道社会保険病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院」に改め、同項医療法人三和会札幌南整形外科病院の事項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改め、同項札幌社会保険総合病院の事項中「札幌社会保険総合病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院」に、「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改める。

函館市の項社会医療法人函館渡辺病院の事項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改め、

「市立函館南茅部病院	函館市安浦町92番地	平成28. 10. 31」を
「市立函館南茅部病院	函館市安浦町92番地	平成28. 10. 31
医療法人亀田病院	函館市昭和 1 丁目23番11号	平成29. 6. 30」に改める。

釧路市の項社会医療法人孝仁会星が浦病院の事項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改める。

帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改める。

江別市の項医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「平成29. 1. 31」を「平成29. 6. 30」に改める。

千歳市の項中

「市立千歳市民病院	千歳市北光 2 丁目 1 番地 1 号	平成26. 9. 30」を
「市立千歳市民病院	千歳市北光 2 丁目 1 番地 1 号	平成26. 9. 30
医療法人社団尾谷病院	千歳市新富 2 丁目 5 番 5 号	平成29. 6. 30」に改める。

登別市の項中「登別厚生年金病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院」に改める。

石狩市の項石狩幸悋会病院の事項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改める。
木古内町の項の次に次の 1 項を加える。

七飯町	ななえ新病院	亀田郡七飯町本町 7 丁目657 番地 5	平成29. 6. 30
-----	--------	-----------------------	-------------

沼田町の項を削る。
音威子府村の項の次に次の 1 項を加える。

中川町	中川町立診療所	中川郡中川町字中川382番地	平成29. 6. 30
-----	---------	----------------	-------------

1
広尾町の項中「平成26. 6. 30」を「平成29. 6. 30」に改める。

北海道告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町1628の1・1646（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。

平成26年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第488号
- 2 所在が不明な者 向瀬 雅之、伊藤 忠次郎、上田 利一

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第290号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年7月1日

北海道警察本部長 坂 明

別表札幌方面赤歌警察署の項中

「	文京町	同 西文京町 3 丁目 1 番地	を	「	文京町	同 西文京町 3 丁目 1 番地 30	に、
「	共 和	同 共和町 227 番地	を	「	共 和	同 共和町 277 番地 2	に、
「	平 岸	同 平岸仲町 4 丁目 2 番地	を	「	平 岸	同 平岸仲町 4 丁目 2 番地 2	に、
「	歌 志 内			歌志内市字東光 1 番地 2	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山、字上歌及び字文珠の一部（通称文珠市街）		
			文 珠	同 字文珠	同 字文珠（通称文珠市街を除く。）		

を

「	歌 志 内			歌志内市字東光 1 番地 2	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山及び字上歌		
			文 珠	同 字文珠 226 番地 18	同 字文珠		

に改める。

北海道警察本部告示第291号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年 7 月 1 日

北海道警察本部長 坂 明

- 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,081着
警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,655着
- 落札を決定した日
平成26年 6 月 6 日
- 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社ムラカミ
イ 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目 1 番36号

- 落札金額
35,770,658円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年 4 月25日付け北海道警察本部告示第210号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目